

川西市市民無料相談会 5月

今年に入り5回目の行政書士会阪神支部による、川西市市民無料相談会が5月12日に行われました。今回は2件の相談がよせられました。

この相談会は川西市に在住・在勤の方を対象に相談を行うものです。普段の生活の中で不安に思っておられることを、何でも結構ですので御相談下さい。必ずや何かしらのお役にたてるものと自負しております。

コラム お役に立ちたい！

5月の連休も終わり、新生活にも慣れて、新生活も日常に成りつつあるのがこの時期ですが、行政や法律では秋に向けて新しい取り組みが始まっています。

その一つが6歳以下の子供を前後に乗せる自転車の3人乗りが条件をクリアした自転車については解禁されることです。そのために6つの要件をとりきめ、これに達すれば3人乗りのできる自転車として販売されることとなります。その要件が先日公表されました。これを受けて今年の秋までには、三人乗りの要件にかなう自転車については三人乗りが解禁されるそうです。

次回は6月9日、午後1時より午後4時まで川西市役所で行っております。なお、御相談には事前のご予約が必要となりますので、

川西市役所参画協働・相談課

TEL072-740-1105

に御連絡頂き、行政書士の無料相談を希望する旨をお伝え下さい。なお、相談は川西市に在住・在勤の方に限られております。御理解頂けますようお願いいたします。

